

【Ⅱ－５ 業務の効率化に資する ICT の利活用の推進、その他長時間労働などの厳しい勤務環境の改善に向けての取組の評価－③】

③ 標準規格の導入に係る取組の推進

第 1 基本的な考え方

医療機関間等の情報共有及び連携が効率的・効果的に行われるよう、標準規格の導入に係る取組を推進する観点から、診療録管理体制加算について、定例報告における報告内容を見直す。

第 2 具体的な内容

診療録管理体制加算に係る定例報告において、電子カルテの導入状況及び HL7 International によって作成された医療情報交換の次世代標準フレームワークである HL7 FHIR (Fast Healthcare Interoperability Resources) の導入状況について報告を求めることとする。

改 定 案	現 行
【診療録管理体制加算（入院初日）】 [施設基準] 3 届出に関する事項 <u>(1) 診療録管理体制加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 17 を用いること。</u> <u>(2) 毎年 7 月において、標準規格の導入に係る取組状況等について、別添 7 の様式により届け出ること。</u>	【診療録管理体制加算（入院初日）】 [施設基準] 3 届出に関する事項 診療録管理体制加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 17 を用いること。